

## 1. 政策名

公認会計士監査制度の整備・改善

## 2. 政策の目標

(目標)

金融審議会公認会計士制度部会において監査・試験制度の見直しについて検討を進め、その審議結果を踏まえ、公認会計士監査の充実強化等のための諸施策を実施する。

(業績指標)

監査・試験制度の整備状況

(説明)

公認会計士監査は財務諸表の信頼性を担保するための制度として、適正なディスクロージャーを確保するための重要なインフラストラクチャーであり、公認会計士監査制度の一層の充実・強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備は非常に重要になってきています。

証券市場がその市場機能を有効に発揮するための基礎となるディスクロージャーの適正性を確保するためには、公認会計士監査を一層充実させ、厳格な監査を実施することが必要であるとの認識が従来以上に社会に浸透してきていること、とりわけ、資本市場の国際的な一体化の進展等を背景として、企業のディスクロージャーに対する国際的な信頼を高め、ひいてはわが国企業の国内外における円滑な資金調達等を図る観点からも、公認会計士監査制度を充実・強化し、その国際的な信頼の向上を図っていくことが強く求められてきています。従ってこのような観点から公認会計士監査制度を見直す必要があります。

また、公認会計士監査に対するニーズの量的拡大、公認会計士の監査以外の業務に対する社会の要請の拡大・多様化により、監査法人や公認会計士事務所に所属する公認会計士ばかりでなく、企業内等においても、公認会計士に対する需要が増大していること、また、国際的な調和を踏まえた会計基準の導入等により、公認会計士がより実質的かつ高度な判断を求められる局面が多くなっていること等から、高い資質を持った公認会計士が十分な規模で存在することが必要になってきています。従って、このような観点から公認会計士試験制度を見直す必要があります。

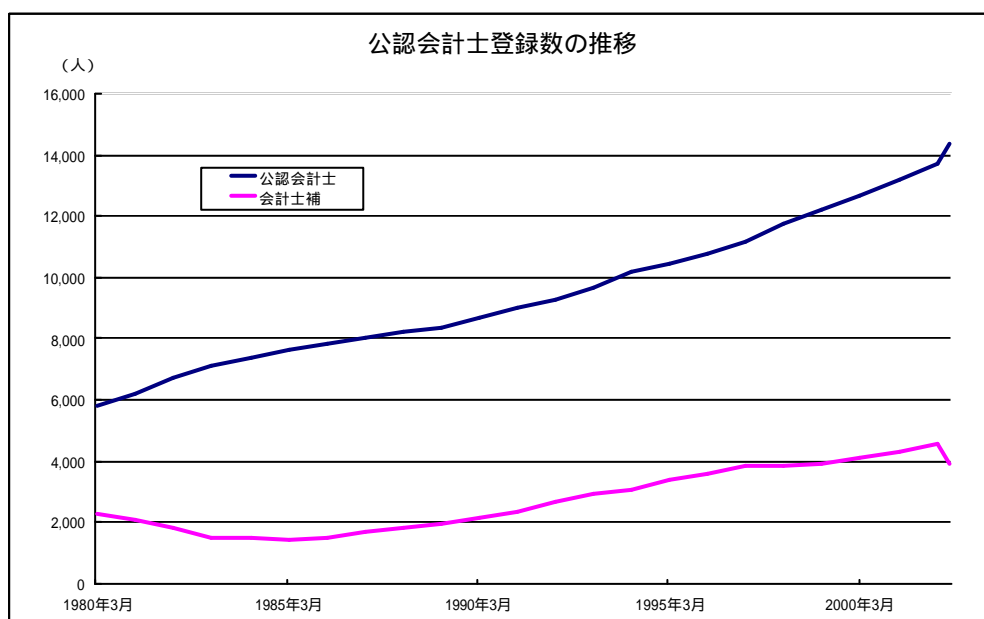
これらを踏まえ、金融庁では、公認会計士監査制度の見直しを行うこととしました。

### 3. 現状分析及び外部要因

監査制度及び試験制度に関しては、公認会計士審査会において審議が行われ、平成 12 年 6 月、「監査制度を巡る問題点と改革の方向～公認会計士監査の信頼の向上に向けて～」及び「公認会計士試験制度のあり方に関する論点整理」を公表し、公認会計士監査制度に係る諸制度について具体的な問題点を指摘するとともに、解決の方向性が示されました。

さらに、平成 13 年 1 月、金融審議会総会において、内閣総理大臣及び金融庁長官から、「公認会計士制度を取り巻く環境の変化を見据え、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について、審議を求める。」との諮問を受けて、公認会計士制度部会が設置され、平成 13 年 10 月、より実務的かつ専門的な観点から調査・検討を行う必要があるとの認識の下に監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループが設置されました。ワーキンググループでは、平成 12 年 6 月の中間取りまとめに盛り込まれた事項も参考に、新たに審議すべき事項を含め、幅広い見地から議論が行われています。

【資料 2 - 4 - 1 公認会計士登録数の推移】



出所；日本公認会計士協会

## **4．事務運営についての報告及び評価**

### (1) 事務運営についての報告

監査制度ワーキンググループにおいては、米国の監査制度を巡る動きを踏まえつつ、求められる監査制度、監査制度の充実等について討議を行い、また、試験制度ワーキンググループにおいては、各国の公認会計士試験制度及び国内の他土業の試験制度等を参考にしつつ、求められる公認会計士のあり方等について討議しています。

平成 13 事務年度の実施状況

- ・ 公認会計士制度部会  
第 1 回（平成 13 年 10 月 23 日）開催
- ・ 監査制度ワーキンググループ  
第 1 回（平成 13 年 11 月 22 日開催）～第 4 回（平成 14 年 6 月 11 日開催）
- ・ 試験制度ワーキンググループ  
第 1 回（平成 13 年 11 月 30 日開催）～第 4 回（平成 14 年 6 月 11 日開催）

### (2) 評価

13 事務年度は、公認会計士制度部会の下に設置された監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策について討議を行っているところです。

このため現時点では、成果の発現は予定されていませんが、今後速やかに成果が発現されるよう取り組んでいく必要があります。

## **5．今後の課題**

ワーキンググループにおいて、求められる公認会計士監査制度のあり方についてコンセンサスを得ることが必要であるとの前提のもとに、引き続き幅広い観点から審議をすることが必要であると考えます。

また、金融庁が平成 14 年 8 月に公表しました「証券市場の改革促進プログラム」において、「投資家の信頼が得られる市場の確立」として、米国の不正会計事件をふまえた会計・監査の充実・強化が掲げられ、監査法人等に対する監督の強化、公認会計士のあり方の見直しについて、早急に結論を出すべく審議・検討を行い、公認会計士監査の充実・強化等のための諸施策を実施することにしました。

## **6．当該政策に係る端的な結論**

前述4.(2)のとおり、現時点では成果の発現は予定されていませんが、平成13事務年度は監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループにおいて、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策について討議を行いました。平成14事務年度は、米国の不正会計事件への対応策等を教訓として、わが国の会計・監査の一層の充実・強化が必要であるとの観点から、審議・検討を継続し、公認会計士監査制度の充実・強化のための諸施策が実施できるよう、引き続きこれまでの取り組みを行います。

## **7．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔使用資料等〕

- ・ 公認会計士制度部会の開催実績
- ・ 監査制度ワーキンググループの開催実績
- ・ 試験制度ワーキンググループの開催実績
- ・ 公認会計士登録数の推移

## **9．担当部局**

総務企画局市場課企業開示参事官室